

令和7年4月1日より、貝塚市に 市街化調整区域の開発許可等の権限が移譲されます！

貝塚市での市街化調整区域における以下の事務については、令和7年4月1日以降は、貝塚市都市整備部まちづくり課（貝塚市役所本館5階）で行うこととなりますので、ご注意願います。

- 都市計画法第29条の規定による開発許可及びこれに関連する事務（宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項の規定によるみなし許可に該当する場合、中間検査及び定期報告の受理を含む）

なお、二つの市町村にまたがる区域における上記の事務は、引き続き大阪府において行います。

.....

事務移譲に伴う申請等の事務取扱いの期日について

府で処理する申請書類等の提出期限を下記のとおりとしますので、あらかじめ御了承ください。

なお、以下の事務について、それぞれの期日の翌日以降に申請等を行うものについては、貝塚市において処理することとなりますので、ご注意願います。

事前協議

- 原則として、令和7年3月3日（月）午前中までに府が受け付けた事前協議書については、府が処理します。

許可申請など

※掲載していない事務は個別に相談してください。

- 原則として、以下の期日までに府が受け付けたものについては、府が審査し処理します。
 - ・ 開発許可（変更許可を含む）、建築許可
※ただし、開発審査会の議を経る必要のあるものは
令和7年4月1日以降に貝塚市へ提出してください。 } 令和7年3月3日（月）
 - ・ 都市計画法第37条の建築承認申請 } 令和7年3月10日（月）
 - ・ 都市計画法第45条の地位承継申請
 - ・ 都市計画法施行規則第60条申請

中間検査（宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項のみなし許可に該当する場合に限る）

- 原則として、令和7年3月10日（月）午前中までに府が受け付けた中間検査申請については、府が処理します。

定期報告（宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項のみなし許可に該当する場合に限る）

- 原則として、令和7年3月31日（月）まで府が処理します。

完了検査

- 原則として、令和7年3月10日（月）午前中までに府が受け付けた完了届出書については、府が処理します。

開発登録簿閲覧・交付

- 令和7年3月31日（月）まで府において閲覧・交付事務を行います。

問合せ先

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課
開発許可グループ 電話：06-6210-9722